

第二期子ども・子育て支援事業計画の策定について

1 策定の概要

平成27年度、子ども・子育て支援法の施行に伴い子ども・子育て支援新制度がスタートし、合わせて「市町村子ども・子育て支援事業計画 ※1」の5年ごとの策定が義務付けられた。

本市で策定した現行（第一期）計画の期間が平成31年度で終了することから、この度、平成32（2020）年度から始まる第二期計画を策定する。

なお、第二期計画は、第一期計画に引き続き、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画（市が今後取り組むべき子育て支援施策の方向性や目標を定める行動計画）※2」についても包含して一体的に策定する。

※1 第一期計画 基本目標1、2（P.33～P.44）

※2 第一期計画 基本目標3～6（P.45～P.62）

2 ニーズ調査実施の目的（必要性・根拠）

◆子ども・子育て支援法

・第61条第1項（5年ごとの計画策定について）

市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

・同条第4項（計画策定のためのニーズ把握について）

市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

◆子ども・子育て支援法に基づく基本指針 参照

・量の見込みについては、…教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに利用希望把握調査等を行いこれらを踏まえて設定すること。



ニーズ調査の実施により、
第二期子ども・子育て支援事業計画策定のための基礎データを得る。

○教育・保育施設 ○地域子ども・子育て支援事業等 ⇒ 量の見込み算出
○本市の子育て支援等 ⇒ 今後の子育て支援施策の方向性を検討